

各務原市風しんワクチン接種促進対策事業予防接種費の償還払に関する要綱

(令和2年9月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、風しん又は麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種（以下「予防接種」という。）について市が行う助成の対象者が、市内指定医療機関（市との委託契約に基づき予防接種の業務を行う医療機関をいう。以下同じ。）以外で予防接種を受けた際の費用に係る償還払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 償還払の対象者は、第4条第2項の予診票を交付され、市内指定医療機関以外の医療機関で予防接種を受けた者とする。

(対象となる予防接種)

第3条 償還払の対象となる予防接種は、予防接種を受けた日において各務原市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、風しん抗体価がHI法抗体価16倍以下又はこれと同等のものが受けた予防接種とする。ただし、風しんに罹患したことがある者及び風しん又は麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を受けたことがある者が受けた予防接種を除く。

(1) 妊娠を希望する女性（妊娠の可能性のある者を除く。）

(2) 風しん抗体価がHI法抗体価16倍以下又はこれと同等の妊婦の夫又は同居者  
(予診票の交付等)

第4条 この要綱の規定により償還払を受けようとする者は、予防接種を受ける前に、別に定めるところにより市長に申請し、次項の予診票の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、各務原市風しんワクチン接種促進対策事業予防接種予診票兼接種券（以下「予診票」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

3 前項の規定により交付された予診票は、予防接種を受ける際に医療機関に提出しなければならない。

(償還払の申請)

第5条 前条の規定により予診票の交付を受けた者は、予防接種を受けた日から6か月以内に、風しんワクチン接種促進対策事業予防接種費償還払申請書（別記様式。以下「償還払申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものと

する。

- (1) 予診票
- (2) 予防接種の領収書
- (3) 振込先の口座情報が確認できる書類  
(支給の決定)

第6条 市長は、償還払申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、次条第1項又は第8条第1項に規定する予防接種費を償還するものとする。  
(償還払の額等)

第7条 償還払の額は、予防接種1回につき、申請者が医療機関において負担した当該予防接種に係る費用の額と次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額のいずれか低い方の額とする。

- (1) 風しんワクチンの接種を受けた場合 6,000円
- (2) 麻しん風しん混合ワクチンの接種を受けた場合 8,000円

2 償還払の回数は、市内指定医療機関で予防接種を受けた回数と合わせて1回までとする。

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合の償還払の額は、予防接種1回につき、申請者が医療機関において負担した当該予防接種に係る費用の額とすることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者
- (2) 市町村民税非課税世帯に属する者

2 前項の規定に該当する者は、第4条第1項の規定による申請とともに、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(不当利益の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為等により償還払を受けた者があった場合は、当該償還払をすることとした決定の全部又は一部を取り消し、償還払をした額の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和5年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

風しんワクチン接種促進対策事業予防接種費償還払申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所 〒  
各務原市

氏 名  
電話番号

風しん（麻しん風しん混合）予防接種を受けましたので、各務原市風しんワクチン接種促進対策事業予防接種費の償還払に関する要綱第5条の規定により、予防接種費の償還を申請します。

【予防接種費の振込先】

金融機関名	店名	種目	口座番号	フリガナ	
銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所	普通 当座		口座 名義人	

注意事項

- ・接種日から6か月以内に申請してください。
- ・申請の際には、予診票、予防接種の領収書（原本）、口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）をご持参ください。
- ・領収書に明細の記載がない場合は、医療機関にて領収書内に風しん（麻しん風しん混合）の予防接種費である旨を記載してもらってください。

被接種者氏名			
区分（どちらかに○）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠を希望する女性</li> <li>・抗体価が基準値以下の妊婦の夫又は同居者</li> </ul>		
接種した医療機関	名 称： 所在市町村：		
接種日	予防接種費	償還払い額	
年 月 日	円	円	

※太枠内は市で記入

受付者 \_\_\_\_\_